

特別地域（特別保護地区）内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の
特別地域（特別保護地区）内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許
可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、)
(住所及び代表者の氏名)

滋賀県知事

目的			
場所			
行為地及びその付近の状況			
車馬（動力船、航空機）の種類及び数			
使用（着陸）範囲及び面積			
使用（着陸）方法			
予定日	着手	年	月
	完了	年	月
備考			

(備考)

1 添付図面

- (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1)申請文の「**国定公園**」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4)「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速 50 キロメートルで 1 日 2 回 1 周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5)「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (6)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4 とすること。
- (7)提出部数は、原則として申請の行為地が大津市内の場合は 2 部、大津市外の場合には 3 部用意すること。別途部数について指示のある場合には、その指示に従うこと。